

時 期	応急段階
区 分	被害状況の把握と二次災害の防止
分 野	都市施設等の被害状況把握
検 証 項 目	電力施設の被害状況調査

根拠法令・事務区分	災害対策基本法、電気事業法
執 行 主 体	国、都道府県（自治事務）、市町村（自治事務）、電気事業者
財 源	自主財源
概 要	被災地域の主要な電力供給会社である関西電力株式会社は、震災直後に非常災害対策本部を設置するとともに、同社の協力会社、全国の電力会社等の応援を得て調査班を編成し、被災状況調査を行った。 被災地域においては、電力線の地中化が進んでいなかったために、被害箇所の発見が比較的容易であったと言われている。 震災後、発災後の被害状況把握が迅速に行えるよう、電力施設に関する情報システムの研究・開発が進められている。

阪神・淡路大震災における取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置 建設省（当時）は、電気通信関係調査団（1/19～21、5名）を派遣した。[『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編集委員会,p163] 1月28日、橋本通産大臣（当時）他衆議院議員が、被災地域の管内を視察した。 通商産業省（当時）は、資源エネルギー庁長官の主催で電気設備防災対策検討会を開催し、被害状況や被災原因の調査分析、その結果から得られる新たな知見及び教訓とすべき視点に関する検討、地震防災対策全般に関する検討を行った。[『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編集委員会,p164]</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p>
県	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置 1月17日、関西電力株式会社に被害状況の把握を依頼した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p132]</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果 （その他の欄を参照）</p>
市 町	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置 関西電力株式会社各支社に被害状況の把握を依頼した。</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果 （その他の欄を参照）</p>
そ の 他	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置 関西電力株式会社本店では、午前7時30分に副社長を本部長とする非常災害対策本部を設置し、設備被害情報の収集、復旧方針の検討、要員や資・機材の動員・調達、協力会社やメーカーへの動員要請、他電力への応援要請、支援物資の調達・輸送などの分担を決定した。[『阪神・淡路大震災復興誌（第1巻）』兵庫県・（財）21世紀ひょうご創造協会,p583] 地震当日、150名からなる応急処理班を編成し、通信ケーブル、電柱などの所外設備に関する調査を行った。 関西電力株式会社は、同社の協力会社及び全国の電力会社からの応援を得て、ピーク時は4,700人の復旧体制を取り、被害状況調査及び応急復旧活動を行った。[『阪神・淡路大震災復興誌（第1巻）』兵庫県・（財）21世紀ひょうご創造協会,p584] 関西電力株式会社兵庫営業所においては、1月19日に、管内家屋被災状況調査を実施した。[『点灯への軌跡：阪神大震災“電気の復旧・復興”全記録。』関西電力兵庫営業所,p46]</p>

	<p>関西電力株式会社兵庫営業所においては、1月26日に、温水器の被害調査を開始した。[『点灯への軌跡：阪神大震災“電気の復旧・復興”全記録。』関西電力兵庫営業所,p49]</p> <p>1月28日、関西電気保安協会により、家屋の電気保安調査が実施された。[『阪神大震災“電気の復旧・復興”全記録 点灯への軌跡』関西電力兵庫営業所,p50]</p> <p>関西電力株式会社は、設備や需要家設備の被害状況を把握し、故障修理や保安措置を講じたうえで、絶縁抵抗測定により個別に安全を確認し、応急送電を行った。また、家屋被害の著しいエリアにある家屋や安全が確認できない家屋については、適宜送電を保留した。[『阪神・淡路大震災復興誌(第1巻)』兵庫県・(財)21世紀ひょうご創造協会,p584]</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果 職員の参集状況(関西電力株式会社神戸支店)17日9時:37%、13時:59% [『阪神・淡路大震災復旧記録』関西電力株式会社,p117-119] 職員の参集状況(関西電力株式会社本店)17日9時:9%、13時:36% [『阪神・淡路大震災復旧記録』関西電力株式会社,p117-119]</p>
阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み 応急対策支援システム(EMS:Emergency Measures Support System)の整備 [『防災白書(平成15年)』内閣府,p113]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「応急対策支援システム(EMS:Emergency Measures Support System)」は、あらかじめ防災情報データベースに蓄積された情報と、発災後に防災関係機関から提供される実際の被害情報や応急対策の状況等に関する情報を、GISを用いて集約・整理し、関係省庁間で共有することにより、各種応急対策活動を支援するものである。 ・平成14年度には、東京電力や東京ガスといったライフライン業者より停電情報、ガス供給停止情報といった被害情報をオンラインで受信する機能を追加した。 <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
県	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
市 町	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
その他	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
これまでの各方面からの指摘事項	
<p>電力の回復が迅速であったのは、宮城県沖地震の教訓などで設備の耐震化が進んでいた、地下埋設設備が少なく被害発見と修理が容易であった、仮配電線の仮設による応急配電が可能であったことなどによる。(『阪神・淡路大震災復興誌(第1巻)』兵庫県・(財)21世紀ひょうご創造協会)</p> <p>当日は平日であり、従業員は出社するべく自宅を出発したが鉄道が寸断されたうえ被害のなかった地域も含めて運行が見合わせられたため京阪神地域では通常ルートの出勤は困難となり、他の交通機関を迂回したり、徒歩、自転車、バイク、乗用車などの手段を講じて本務事業所へ出社した。...(中略)...どうしても本務事業所へ出社できない者が本店あるいは神戸支店では約半数にのぼり、これらの者は関西電力(株)の制度により予め各自が選択し登録した指定事業所等へ出社した。(『ライフライン地震防災シンポジウム 阪神・淡路大震災に学ぶ』関西ライフライン研究会)</p> <p>職員参集については、どうしても自己の勤務場所に出勤できない者は、居住地に近い指定事業所に出勤することとされており、地震当日トータルの出勤率は高かった。しかし、指定事業所への出勤は安否確認には有効だったが、復旧体制としてうまく機能したかという点では問題を残したとされる。(『大震災に学ぶ - 阪神・淡路大震災調査研究委員会報告書 - (第二巻・第7編)』(社)土木学会関西支部)</p> <p>(1月26日、関西電力兵庫事業所)契約存続調査を実施するにも人手が足りない。(『点灯への軌跡：阪神大震災“電気の復旧・復興”全記録。』関西電力兵庫営業所)</p>	
課題の整理	
<p>電力施設等の被害状況調査要員の確保及び調査体制の整備 電力線の地中化に関する検討 電力施設に関する情報システムの研究・開発</p>	

今後の考え方など

災害復旧時において、被害状況の調査要員の確保及び調査体制が機能するよう、必要に応じて防災業務計画の見直しを行う。(経済産業省)

非常時において著しい供給支障が生じないよう、多重化等による電力供給システムのネットワーク化を推進する必要があるが、多重化等の方策として、新電線類地中計画に引き続き、平成 16～20 年度を計画期間とする新たな「無電柱化推進計画」を策定(平成 16 年 4 月)し、電線類の地中化にあわせて、多重化等の適切な設備形成を推進することで、総合的な電力供給機能の一層の向上を図る。(経済産業省)

○震災体験の風化を防ぐための神戸市職員震災バンクを活用し、震災経験やノウハウを次世代に引き継ぐことで、震災で得た教訓を今後の防災対策の充実に役立てていく。(神戸市)

被害状況、復旧状況について、市民への広報を行う。(尼崎市)